

2026年3月期用

公表されているが、未だ適用されていない
IFRS 会計基準の一覧

(2026年3月31日現在)



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが未だ適用されていない IFRS 会計基準に関する開示への対応を目的として、2026 年 3 月期決算会社を前提に、これらの新しい IFRS 会計基準の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

2. 関連する開示規定

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

IAS 第 8 号からの抜粋:

- 30 企業が、公表はされているが、未発効の新しい IFRS を適用していない場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
- (a) その事実
 - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報
- 31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。
- (a) 新しい IFRS の表題
 - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の性質
 - (c) その IFRS の適用が要求される日付
 - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
 - (e) 次のいずれか
 - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
 - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRS 会計基準の一覧(2026 年 3 月期用)

留意事項:

下記表は、2026 年 3 月 31 日時点で公表されている IFRS 会計基準を掲載している。

① 翌期(2027 年 3 月期)から強制適用される IFRS 会計基準

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融商品の分類及び測定 の修正－IFRS 第 9 号 「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の 改訂 ■ 2024 年 5 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 228 号: <i>金融商品の分類及び測定 の改訂の公表</i></p> <p><i>Applying IFRS: 金融商品の分類 及び測定 の改訂</i> 2024 年 11 月</p> <p><i>IFRS アップデート</i> 2025 年度, P8</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS 会計基準の年次改 善－第 11 集 ■ 2024 年 7 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 229 号: <i>IASB が 5 つの IFRS 会計基準に ついて狭い範囲の基準改訂を公表 (英語版のみ、下記リンク先に日本語 の概要説明あり)</i></p> <p><i>IFRS アップデート</i> 2025 年度, P9</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然依存電力を参照する 契約－IFRS 第 9 号 「金融商品」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の 改訂 ■ 2024 年 12 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments</i> 第 234 号: <i>自然依存電力－IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂</i></p> <p><i>IFRS アップデート</i> 2025 年度, P11</p>

② 翌々期(2028年3月期)から強制適用される IFRS 会計基準

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」 ■ 新基準適用に伴う改訂－IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」* ■ 新基準適用に伴う改訂－IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に対する狭い範囲での修正 ■ 2024 年 4 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2027 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 223 号: IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の公表</i></p> <p><i>Applying IFRS: IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」2025 年 7 月更新版</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2025 年度, P12</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社:開示」 ■ 2024 年 5 月に公表 ■ 2025 年 8 月に改訂版を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2027 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 226 号: IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社:開示」の公表(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</i></p> <p><i>IFRS Developments 第 241 号: IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社:開示」の改訂(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2025 年度, P13</i></p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 超インフレ表示通貨への財務情報の換算－IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の改訂 ■ 2025 年 11 月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2027 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p><i>IFRS Developments 第 243 号: 超インフレ表示通貨への財務情報の換算(IAS 第 21 号の修正)</i></p> <p><i>IFRS アップデート 2025 年度, P14</i></p>

*新基準適用に伴い、IAS 第 1 号に含まれていたいいくつかの要求事項が、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に移動されるとともに、その名称が IAS 第 8 号「財務諸表の作成の基礎」に変更されます。

③ 適用日が無期限に延期されている IFRS 会計基準

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却又は抛出－IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」の改訂 ■ 2014 年 9 月公表 (2015 年 12 月改訂) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2015 年 12 月に、IASB は本改訂の発効日を、持分法会計に関するリサーチ・プロジェクトの結果が出るまで無期限に延期した。 ■ 早期適用は引き続き認められている。 	<p>IFRS アップデート 2025 年度, P15</p>

(参考)⑤当期(2026年3月期)から強制適用されているIFRS会計基準

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ■ 交換可能性の欠如—IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂 ■ 2023年8月に公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年1月1日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第220号:交換可能性の欠如(IAS第12号の修正)(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</p> <p>IFRS アップデート 2025年度, P8</p>

(参考)⑥前期(2025年3月期)から強制適用されているIFRS会計基準

名称 公表日	適用日 早期適用の可否	関連する当法人の 日本語解説資料
<ul style="list-style-type: none"> ■ 負債の流動負債又は非流動負債への分類—IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂 ■ 2020年1月公表及び同年7月改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第209号:IASBが特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂</p> <p>IFRS アップデート 2025年度, P6</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特約条項付の非流動負債—IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂 ■ 2022年10月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第209号:IASBが特約条項(コベナンツ条項)付非流動負債の分類の要求事項を改訂</p> <p>IFRS アップデート 2025年度, P6</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債—IFRS第16号「リース」の改訂 ■ 2022年9月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第206号:IASBがセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関しIFRS第16号を改訂</p> <p>IFRS アップデート 2025年度, P7</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ サプライヤー・ファイナンス契約—IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号「金融商品:開示」の改訂 ■ 2025年5月公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2024年1月1日以降開始事業年度から適用 ■ 早期適用可 	<p>IFRS Developments 第217号:サプライヤー・ファイナンス契約—新たな開示要求事項(英語版のみ、下記リンク先に日本語の概要説明あり)</p> <p>IFRS アップデート 2025年度, P7</p>

4. 関連する当法人解説資料

- IFRS アップデート 2025 年度: [2025 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点](#)
(ご参考)IFRS アップデート 2024 年度: [2024 年 12 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点](#)
(ご参考)上記資料の英語最新版: [IFRS Update of standards and interpretations in issue at 31 December 2025](#)

■ Applying IFRS

発行年月	トピック
2025.9.29	IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」2025 年 7 月更新版
2025.8.27	つながる財務報告: 気候変動の会計処理 (2025 年 5 月)
2025.2.28	金融商品の分類及び測定の改訂 2024 年 11 月

■ IFRS Developments

号	トピック
2026 年 1 月 第 243 号	超インフレ表示通貨への財務情報の換算 (IAS 第 21 号の修正)
2025 年 9 月 第 241 号	IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社: 開示」の改訂を公表
2025 年 2 月 第 234 号	自然依存電力-IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂
2024 年 8 月 第 229 号	IASB が 5 つの IFRS 会計基準について狭い範囲の基準改訂を公表
2024 年 7 月 第 228 号	金融商品の分類及び測定の改訂の公表
2024 年 5 月 第 226 号	IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社: 開示」の公表
2024 年 4 月 第 223 号	IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の公表
2023 年 11 月 第 220 号	交換可能性の欠如 (IAS 第 21 号の修正)
2023 年 5 月 第 217 号	サプライヤー・ファイナンス契約-新たな開示要求事項
2022 年 12 月 第 209 号	IASB が特約条項 (コベナンツ条項) 付非流動負債の分類の要求事項を改訂
2022 年 11 月 第 206 号	IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関し IFRS 第 16 号を改訂

5. IAS 第 8 号 30-31 項に基づく開示の記載例(ご参考: [IFRS 連結財務諸表記載例 2026 年版](#))

留意事項:

- 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目及び財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- 2026 年 3 月期を対象とした開示例であり、すべての IFRS 会計基準に関して早期適用は一切行わない前提で記載している。
- なお、IFRS 基準書の改訂のうち、超インフレ表示通貨への財務情報の換算(IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の改訂)については、以下で開示例を記載しておらず、各社が影響を受ける程度等に鑑み、適切に記載内容を検討する必要がある。

開示例:

公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

■ IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」

IASB は、2024 年 4 月に IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に取って代わる IFRS 第 18 号を公表しました。IFRS 第 18 号では、特定の合計及び小計を含む、純損益計算書内の表示に関する新たな要求事項が導入されています。また、純損益計算書内のすべての収益及び費用を、「営業」、「投資」、「財務」、「法人所得税」、「非継続事業」の 5 つの区分のいずれかに分類することが要求されます。このうち最初の 3 つの区分は新しく設けられたものです。

当該基準は、新しい概念である経営者が定義した業績指標、収益及び費用の小計に関する開示が求められるとともに、基本財務諸表(PFS)及び注記の特定の「役割」に基づいた財務情報の集約と分解に関する新たな要求事項も定められています。

さらに、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」において狭い範囲での改訂が行われています。これには、間接法で営業活動からのキャッシュ・フローを算定する出発点として「純損益」から「営業損益」に変更することや、配当及び利息から生じるキャッシュ・フローの分類に関する選択の余地を解消することが含まれます。加えて、IFRS 第 18 号の公表に伴う改訂が他のいくつかの基準にも生じています。

IFRS 第 18 号とその他の基準の改訂は、2027 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用されますが、早期適用は認められており、その旨は開示する必要があります。IFRS 第 18 号は遡及適用されません。

当グループは、現在、本改訂が基本財務諸表及び財務諸表の注記にもたらすすべての影響を識別すべく作業を進めています。当グループの財務諸表に対して、初期評価に基づく重要性がある影響は以下のとおりです。

- 賃貸収益、投資不動産の公正価値の変動、及び関連会社及びジョイント・ベンチャーにおける投資利益は、損益計算書において投資区分に分類されます
- 為替差損益は、当該為替差損益を生じさせた収益及び費用の項目が属する区分に分類されません
- 新たな開示が追加されます: (a) MPM、(b) 損益計算書の営業区分に機能別に表示する場合、性質別の特定の費用、及び(c)IFRS 第 18 号を適用して表示された修正後の金額と、IAS 第 1 号を適用して以前に表示された金額との各損益計算書項目ごとの調整表
- 受取利息及び支払利息は、それぞれキャッシュ・フロー計算書において投資活動及び財務活動に分類されます。

■ IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」

IASB は、2024 年 5 月に IFRS 第 19 号を公表しました。この基準によって、要件を満たす企業は、引き続き他の IFRS 会計基準に定められる認識・測定及び表示に係る要求事項を適用する一方で、削減された開示要求を適用することが選択可能となります。本基準の要件を満たすためには、報告期間の末日現在で、企業は IFRS 第 10 号に定義される子会社に該当するとともに公的説明責任を負っており、かつ IFRS 会計基準に準拠し一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している（最終的な又は中間的な）親会社を有していなければなりません。

IFRS 第 19 号は、2027 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から適用されますが、早期適用は認められています。

当グループの資本性金融商品は公開取引されているため、IFRS 第 19 号の適用要件を満たしません。

■ 金融商品に関する分類及び測定の修正-IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂

2024 年 5 月、IASB は「金融商品に関する分類及び測定の改訂（以下、「本改訂」）」として、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂を公表しました。本修正には以下の内容が含まれています。

- 金融負債は「決済日」に認識の中止が行われるという点の明確化及び、特定の条件を満たす場合に、電子決済システムを用いて決済される金融負債について、決済日前に認識の中止を行うという会計方針の選択の導入
- 環境・社会及びコーポレート・ガバナンス(ESG)及び類似する特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加的なガイダンス
- 何が「ノン・リコース特性」を構成し、契約上リンクしている金融商品(CLI)の特性とはどのようなものかに関する明確化
- 偶発的特性を有する金融商品に関する開示の導入及び、その他の包括利益(OCI)を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に関する追加的な開示要件

本改訂は、2026 年 1 月 1 日以降開始する事業年度に適用されます。金融資産の分類及びそれに関係する開示の改訂のみ、早期適用が認められています。当グループは、本修正が当グループの連結財務諸表に重要性のある影響を及ぼすとは予想していません。

■ IFRS 会計基準の年次改善 - 第 11 集

2024 年 7 月、IASB は IFRS 会計基準の定期的な維持管理プロジェクトの一環として、9 件の狭い範囲での基準改訂を公表しました。これらの修正には、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及びその付属文書「IFRS 第 7 号の適用ガイダンス」、IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における明確化、簡素化、訂正又は一貫性向上のための変更が含まれています。

本改訂は、2026 年 1 月 1 日以降開始する報告期間に適用されます。早期適用は認められており、その旨を開示する必要があります。

本修正は、当グループの財務諸表に重要性のある影響を及ぼすとは予想されていません。

■ 自然依存電力を参照する契約-IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂

2024 年 12 月、IASB は「自然依存電力を参照する契約」に関する IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正を公表しました。これらの修正は、自然依存電力を参照する契約のみに適用されるものであり、以下の内容が含まれています。

- 対象契約に対する「自己使用」要件の適用に関する明確化
- 対象契約について、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象に関する指定要件の改訂
- これらの契約が企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための新たな開示要件の追加

本改訂は、2026年1月1日以降開始する事業年度に適用されます。早期適用は認められており、その旨を開示する必要があります。「自己使用」の例外規定に関する改訂は遡及適用される一方で、ヘッジ会計に関する改訂は、適用開始日以降に指定された新たなヘッジ関係に将来に向かって適用しなければなりません。さらに、IFRS第7号の開示に関する改訂は、IFRS第9号の改訂と併せて適用しなければなりません。比較情報を修正再表示しない場合、比較情報を開示することはできません。

当グループは、これらの修正が連結財務諸表に重要性のある影響を及ぼすとは予想していません。

注釈 IAS 第 8 号 30 項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの IFRS 会計基準を適用すること で財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針をすべて掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。その他の方法としては、当グループの財政状態、財務業績、表示あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

以上

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

ey.com/ja_jp